

契 約 条 件

(令和4年度 総医第50号 三重県立総合医療センターカルテ庫改修工事)

1. 支払い

工事は、令和4年度内に契約し工事施工は原則令和5年度に行います。債務負担契約の割合は下記のとおりです。

- ・令和4年度 0%
- ・令和5年度 契約額の100%

※前払金は、当該年度施行分に対して地方独立行政法人三重県立総合医療センター会計規程第27条第3項により支払うものとし、また、前払金は当該年度の4月1日以降に請求できるものとし、その場合は事前にその旨を速やかに契約事務担当者へ申出るようお願いいたします。

2. 工事施工条件

工事可能日時：平日、土日、祝日（原則8：30～17：00）

※入院患者及び職員が利用しながらの工事となるため資材等の搬出入及び施工に十分留意すること。また、電気設備等切替えが発生する場合は事前に工程表で示し日時調整のうえ実施すること。なお、施工条件により上記以外の時間においても調整の上、工事対応可能です。

3. 契約工期

工期は契約日より令和5年9月15日（金）です。スプリンクラーヘッドや他部材の供給不足を考慮し、本工事の契約工期を設定しています。この工期内に消火設備更新による消防検査手続きも完了していただくようお願いいたします。